

食品営業、旅館業、理容・美容業などの申請をされる方へ

その他の法令等の手続きはお済みですか？

保健所における飲食店等の営業許可申請は、施設の構造設備などが衛生上の観点から適正であるか否かについて審査するものであり、実際に営業を開始するには、その他関係法令の許可が必要である場合がほとんどです。

例えば、飲食店等の営業許可を得るのが可能だとしても、他法令の規制等によって、その地域では飲食店や宿泊施設等の営業が禁止されていたり、下水道や浄化槽等の排水処理設備が必要となる場合等があげられます。

保健所における飲食店等の営業許可以外にも、下表のような、その他法令等の許可等が必要である場合があります。

確認欄	関係法令	具体例	確認先
	浄化槽法	浄化槽の処理能力が足りているか	八重山保健所 生活環境班
	下水道法	下水道接続義務	石垣市 下水道課
	建築基準法	建物の施設基準確認を行ったか (プレハブなど簡易な建物でも確認が必要です。)	八重山土木事務所 建築班
	都市計画法	住居専用地域等に該当していないか	石垣市 都市建設課
	農業振興地域の整備に関する法律（通称：農振法）	農業振興地域「農用地地域」に該当していないか	石垣市 農政経済課
	農地法	転用許可が必要な農地に該当していないか	石垣市 農業委員会
	水道法	簡易専用水道（10立方メートルを超える貯水槽）の場合、維持管理を行っているか	石垣市 水道部施設課
	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	特定建築物には該当していないか (目安：延べ面積が3000㎡以上の建物)	八重山保健所 生活環境班

確認先		
	八重山保健所 生活環境班	82-3243
	八重山土木事務所 建築班	82-2217
石垣市	下水道課	82-1537
	水道部施設課	83-4047
	都市建設課	83-4207
	農政経済課	82-1307
	農業委員会	82-1563

☆食品に関する営業を始めるには、保健所の許可又は届出が必要です。

手続を始める前に

①施設の事前確認

- ・調理場や製造施設が、基準に適合するか、あらかじめ相談のうえ確認しておかないと、建物の工事完成後に手直しが必要となる場合があります。
- ・水道水以外を使用する場合は、保健所の生活環境班へご相談下さい。
- ・排水処理設備（下水道又は浄化槽）の確認も必要です
- ・必要書類は、営業開始予定日の少なくとも2週間前までには提出するようにして下さい。

②その他

- ・申請時に食品衛生責任者の設置が必要です。
- ・他法令による規制等（農地法、建築基準法、浄化槽法等）の有無をご確認下さい。

申請書類の提出

- 1 食品営業許可申請書
- 2 営業施設の構造及び設備を示す図面
- 3 飲用に適する水（水道水以外）の使用の場合、水質検査の写し
- 4 許可申請手数料（県証紙）

施設完成の確認検査

申請書を受け付けた後、保健所の食品担当が施設の検査にお伺いします。検査の際は、営業者が立ち会って下さい。

施設が基準に適合しない場合は、許可とはなりません。不適事項については、改善後に再検査を受けていただくことになります。

許可証の交付

検査後、施設が基準に適合していることが確認されたら、保健所で許可証を作成します（作成までには数日を要します）。

月1～2回開催の衛生講習会を受講後に、許可証の原本はお渡します。

★食品衛生責任者について

食品衛生責任者はいずれかに該当するものでなければなりません。

(1) 食品衛生管理者

(医師、歯科医師、薬剤師、獣医師及び畜産学、水産学、農芸化学卒業者等)

(2) 栄養士

(3) 調理師

(4) 製菓衛生師

(5) 食鳥処理衛生管理者

(6) 船舶料理士

(7) 食品衛生責任者養成講習会修了者※

※講習会の問い合わせについては食品衛生協会八重山支部にお願いします
(0980-88-6125)。

★次のような時は、保健所に連絡して下さい。

許可申請事項に変更があったとき

下記の場合は変更の届出が必要です。変更のあった日から速やかに届け出てください。

- 申請者の住所が変更になった。
- 申請者の氏名が変更になった（婚姻等による変更・法人代表者の変更等）
- 営業所（店舗）の名称、屋号、又は商号が変更になった。
- 営業設備の大要が変更になった（設備の追加・撤去等）
- 食品衛生責任者が変更になった。

その他

- 他の人や法人に営業許可を譲渡することはできません
- 営業所（店舗）の場所の変更及び経営者（申請者）が変わる場合は申請が必要です
- 以下の場合は届出が必要です。
 - 法人の代表者変更、地位承継、廃業時

☆継続の申請は、許可期限の前月から受付できます。

施設基準チェック票

* 基本事項のみ記載しています。詳細については保健所にお問い合わせください。

- 施設は住宅等の食品を取り扱うことを目的としない場所と区画されていること。
- 施設の天井・壁・床面に穴などが開いていないこと。穴は耐久性のある資材で補修されていること。
- そ族昆虫の侵入口、繁殖場所（配管接続部の隙間、床面・壁の穴等）がないこと。
- 施設にて使用する水は水道水又は飲用に適する水であること。
- 給水設備は水道（水源）に直結または連結されていること。

- 作業場専用の清掃用具があること。
- 清掃作業の内容を掲示すること。
- 洗浄剤・殺菌剤は食品と区分して保管。
- 作業場外に更衣室を設けること。

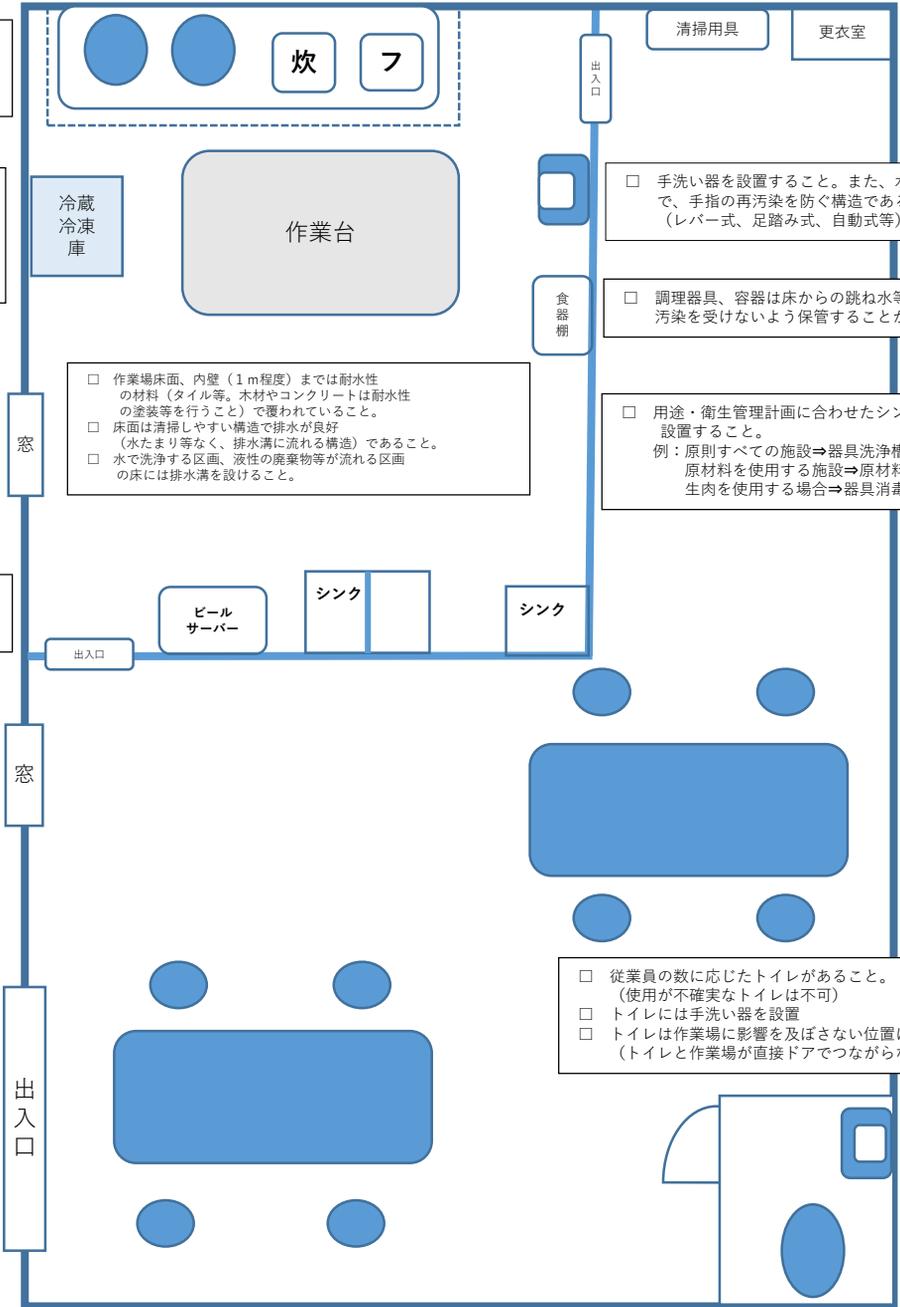
- 食品を取り扱う場所の真上で結露が発生しやすい場所（例：加熱機器の上部等）については、十分な能力のある換気設備を設けること。

- 食品の保存温度を満たした保管ができる設備（冷蔵庫・冷凍庫等）を設けること。
- 冷蔵庫・冷凍庫は温度計を設置。
- 食品は適切な保管庫（出しっぱなし不可）に保管。

- 窓等の換気口には網戸等を設置し、そ族昆虫の侵入を防止できる設備を設けること。

- 作業場は作業区分に応じて区画されていること。（壁、間仕切り、スイングドア、扉等）

- そ族昆虫の侵入対策がとられていること。（自閉扉、網戸等）



- 手洗いを設置すること。また、水栓は専用で、手指の再汚染を防ぐ構造であること。（レバー式、足踏式、自動式等）

- 調理器具、容器は床からの跳ね水等からの汚染を受けないよう保管することが望ましい。

- 用途・衛生管理計画に合わせたシンクを設置すること。
例：原則すべての施設⇒器具洗浄槽を設置
原材料を使用する施設⇒原材料処理槽を設置
生肉を使用する場合⇒器具消毒槽を設置

- 従業員の数に応じたトイレがあること。（使用が不確実なトイレは不可）
- トイレには手洗いを設置
- トイレは作業場に影響を及ぼさない位置に設置（トイレと作業場が直接ドアでつながらないこと）

- その他
- ・検査時には電気・水道・ガスが開通しており、調理に必要な設備の設置が終了していること。（検査時には冷蔵・冷凍庫の電源を入れた状態をお願いします。）
 - ・不要物は撤去すること。
 - ・ビールの小分けも調理行為とみなすため、ビールサーバーは厨房内に設置すること。
 - ・手洗い器（トイレを含む）には石けん、消毒液、ペーパータオルを常備すること。
 - ・ゴミ箱は汚臭や汚液が漏れないものであること。
 - ・HACCPに沿った衛生管理をおこなうこと。

・食品によっては規格基準が設けられています。（清涼飲料水、アイスクリーム等）詳しくは厚生労働省HPを確認するか、保健所にお問い合わせください。（厚生労働省 規格基準で検索してください）

許可業種業種の対象範囲

号	業種名	許可の内容	手数料 (円)	食品衛生責任者	食品衛生管理者
1	飲食店営業	食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	¥16,000	●	
2	調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	○ 部品等が直接食品に接触する機種であって、自動洗浄装置等の危害発生防止のための高度な機能を有していない機種による営業 ○ 部品等が直接食品に接触する機種であって、自動洗浄装置等の危害発生防止のための高度な機能を有しているが、屋外に設置されている機種による営業	¥9,600	●	
3	食肉販売業	鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）を販売する営業	¥9,600	●	
4	魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業	¥9,600	●	
5	魚介類競り売り営業	鮮魚介類を魚介類市場において競り売りその他の厚生労働省令で定める取引の方法で販売する営業	¥21,000	●	
6	集乳業	生乳を集荷し、これを保存する営業	¥9,600	●	
7	乳処理業	生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む。）をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る。）若しくは清涼飲料水の製造をする営業	¥2,100	●	
8	特別牛乳搾取処理業	特別牛乳の搾取及び処理を一貫して行う営業	¥21,000	●	
9	食肉処理業	食用の目的で、鶏、うさぎ等をと殺、もしくは解体する営業。または解体された鳥類の肉、内臓等を分割、細切りする営業	¥21,000	●	
10	食品の放射線照射業	放射線を照射する営業。ばれいしょの発芽防止の加工のみ	¥21,000		●
11	菓子製造業	社会通念上菓子の完成品とされる食品を製造する営業	¥14,000	●	
12	アイスクリーム類製造業	アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンディー、その他液体食品、またはこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業	¥14,000	●	
13	乳製品製造業	乳等省令第2条第12項に規定する乳製品（同条第20項に規定するアイスクリーム類を除く。）及び同条第40項に規定する乳酸菌飲料のうち、無脂肪固形分3.0%未満を含むものを製造する営業	¥21,000	●	● (一部)
14	清涼飲料水製造業	ジュース、コーヒー等、生乳を使用しない乳酸菌飲料の製造（小分けを含む。）とともに、生乳を使用しない乳飲料を製造する営業	¥21,000	●	
15	食肉製品製造業	食肉製品（ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの）に加え、これらと併せて食肉又は食肉製品を使用したそうざいを製造する営業	¥21,000		●
16	水産製品製造業	魚介類その他の水産動物若しくはその卵（以下「水産動物等」という。）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業	¥16,000	●	● (一部)
17	冰雪製造業	氷を製造する営業	¥21,000	●	
18	液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造（小分けを含む。）をする営業	¥21,000	●	
19	食用油脂製造業	動物性、植物性および中間製品、完成品を問わず、サラダ油、てんぷら油等の食用油脂を製造する営業	¥21,000	●	● (一部)
20	みそ又はしょうゆ製造業	みそ又はしょうゆ並びにそれらを主原料とする食品を製造する営業	¥16,000	●	
21	酒類製造業	酒の仕入れから搾りまで行う営業	¥16,000	●	
22	豆腐製造業	豆腐又は豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品を製造する営業	¥14,000	●	
23	納豆製造業	糸引納豆、塩辛納豆類を製造する営業	¥14,000	●	
24	麺類製造業	生めん、ゆでめん、乾めん、そば、マカロニなどを製造する営業	¥14,000	●	
25	そうざい製造業	通常副食物として供される煮物（佃煮を含む）、焼物（炒め物を含む）、揚げ物、蒸し物、酢の物又は和え物を製造する営業。そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品も含まれる	¥21,000	●	
26	複合型そうざい製造業	第25号の営業を行う者が、HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、第25号の営業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鰯肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）の製造に係る営業を除く。）又は麺類製造業に係る食品を製造する営業	¥21,000	●	
27	冷凍食品製造業	第25号に該当する営業で製造されるそうざいの冷凍品の製造を行う営業	¥21,000	●	
28	複合型冷凍食品製造業	第27号の営業を行う者がHACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、前号の営業と併せて食肉処理業において処理された食肉、菓子、麺類、水産製品（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鰯肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）を除く。）を用いたそうざいの冷凍品の製造を行う営業	¥21,000	●	
29	漬物製造業	漬物を製造する営業又は漬物と併せて漬物を主原料として調味加工した漬物加工品（高菜漬を使用した高菜漬炒め、味付けザーサイ、味付けメンマ等）を製造する営業	¥16,000	●	
30	密封包装食品製造業	密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品をいう。）であって常温で保存可能なもの（常温で保存した場合においてボツリアス菌その他の耐熱性の芽胞を形成する嫌気性の細菌が増殖するおそれのないことが明らかでない食品であって厚生労働省令で定めるものを除く。）を製造する営業	¥21,000	●	
31	食品の小分け業	菓子製造業、乳製品製造業（固形物の製造に係る営業に限る。）、食肉製品製造業、水産製品製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業及び漬物製造業において製造された食品を小分けして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業	¥9,600	●	
32	添加物製造業	法第13条に規格が定められた添加物を製造する営業	¥21,000	● (一部)	●

営業届出の対象範囲

番号	区分	業種
1	旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）
2		食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）
3		乳類販売業
4		冰雪販売業
5		コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）※1
6	販売業	弁当販売業
7		野菜果物販売業
8		米穀類販売業
9		通信販売・訪問販売による販売業
10		コンビニエンスストア
11		百貨店、総合スーパー
12		自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）
13		その他の食料・飲料販売業
14	製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
15		いわゆる健康食品の製造・加工業
16		コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
17		農産保存食料品製造・加工業
18		調味料製造・加工業
19		糖類製造・加工業
20		精穀・製粉業
21		製茶業
22		海藻製造・加工業
23		卵選別包装業
24		その他の食料品製造・加工業
25	上記以外のもの ※2	行商
26		集団給食施設
27		器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）
28		露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
29		その他

（改正法第54条に規定する営業及び公衆衛生に与える影響が少ない営業は除く。）

※1 旧許可業種で喫茶店営業と区分されていた業種

※2 改正法第68条第3項において準用されるものを含む。

【届出対象外の営業者】

- 食品又は添加物の輸入業
- 常温保存可能な食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業
- 常温で長期間保存しても腐敗・変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品の販売業
- 合成樹脂以外の器具容器包装の製造業
- 器具容器包装の輸入又は販売業